

日本地質学会中部支部 2020 年度総会

1号議案 2020 年度支部活動報告・会計報告・会計監査報告

●2020 年度支部活動として、以下の活動を行いました。

コロナ感染予防のため、例年実施している各県持ち回りでの現地での支部総会、シンポジウム、個人講演、巡検は中止。代替措置として、6月20日（土）10:00 よりオンラインによる中部支部総会を開催。オンライン参加者 10 名、権利行使書提出者 8 名、委任状提出者 21 名。

1号議案 2019 年度支部活動報告・会計監査報告

2号議案 2020－2021 年支部長選出及び支部幹事

3号議案 2021 年支部年会開催県

●会計報告

収入の部：2019 年度より繰越金 173,705 円（預金 171,022 円、貯金 1,460 円、現金 1,223 円）

支出の部：2020 年度へ繰り越し 173,705 円（預金 171,022 円、貯金 1,460 円、現金 1,223 円）

●2020 年度会計監査報告

2021 年 5 月 14 日

一般社団法人日本地質学会中部支部

支部長 道林克禎 殿

一般社団法人日本地質学会中部支部監事
林 誠司

2020 年度の財務諸表、並びにそれらに関連した書類、預金通帳などを監査した結果、これらはすべて正確であり、かつ適正に会計処理されたものであることを認めます。

2号議案 日本地質学会中部支部規約及び運営細則改正

支部規約では支部事務局幹事が 2 名となっていますが、長年実態は 1 名でした。また、事務局を名古屋大学博物館におくとなっていますが、こちらも実態にあわせ名古屋大学におくと修正したいと思います。

日本地質学会中部支部規約（案）（2001 年 9 月 21 日制定，2002 年 2 月 2 日改正，2003 年 6 月 14 日附則改正，2005 年 6 月 11 日改正，2009 年 6 月 13 日改正，2021 年 6 月 26 日改正）
第 5 条. 当支部には、会務を遂行するため、支部長 1 名、各県幹事各 1 名、事務局幹事 1（改正前は 2）名、監事 1 名をおく。ただし、支部長は幹事を兼ねることができる。支部長・幹事・監事の任期は 2 年（支部総会から支部総会まで）とし、再任を妨げない。選出方法は別に定める。

日本地質学会中部支部運営細則（2010年7月24日改正，2021年6月26日改正）

第1条 本支部事務局を，名古屋市千種区不老町 名古屋大学（改正前：名古屋大学博物館）
におく。

3号議案 2022年支部年会開催県

2022年地質学会中部支部年会は，石川県をお願いすることを提案します。